

# 航海設備の性能基準に関する事項

## 改正規則

安全設備規則

## 改正事項

航海設備の性能基準に関する事項

## 改正理由

- (1) 海上保安の強化を目的として、船舶にはその動静を把握し追尾を行うシステムとして船舶長距離識別追跡装置（LRIT）の搭載が要求されており、IMOにおいて、当該装置の性能基準は決議 MSC.210(81)として定められている。

2015年5月に開催されたIMO第95回海上安全委員会(MSC95)において、同装置の性能基準のうち、陸上通信設備に関する要件の見直しが行われ、決議 MSC.400(95)として採択されたことから、今般、最新の決議番号とすべく関連規定を改めた。

- (2) 船舶には安全な航行を支援するための航海機器として、自動衝突予防援助装置等が設置されている。IMOにおいて、これらの性能要件は決議 A.823(19)及び決議 MSC.64(67)として定められており、本会は既に規則に取り入れている。

その後、IMOにおいて、当該機器の性能要件の一部見直しが行われ、決議 MSC.192(79)として採択された。同決議は推奨要件であるものの、国土交通省が定める当該機器の性能基準において、同決議内容を取り入れていることから、当該機器の性能基準を国土交通省の取扱いに合わせるべく関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 船舶長距離識別追跡装置（LRIT）の参照決議を改めた。
- (2) 自動衝突予防援助装置、電子プロットング装置及び自動物標追跡装置において、表示すべき物標数を改めた。